

兵庫県朝来市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における兵庫県朝来市の行政区域とし、概ねの面積は4万ha程度である。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
//	自然環境保全地域
//	都道府県自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
//	国定公園区域
//	都道府県立自然公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、南北約 32km、東西約 24km の範囲に広がり、総面積は 403.06 km² で県全体の 4.8% を占めている。北部は養父市と豊岡市、南部は神崎郡、東部は京都府と丹波市及び多可郡、西部は宍粟市に接している。北部に床尾山、東部に三国岳・栗鹿山、西部に須留ヶ峰・笠杉山・段ヶ峰がそびえ、日本海へ流れる円山川や瀬戸内海に流れる市川などの源流地域で兵庫県の南北の分水嶺を有し、緑豊かな森林と清らかな水に抱かれた、古くから自然の中に生活が深く溶け込んだ地域である。

市内には、朝来群山等の 3 つの県立自然公園区域があり、これらの自然環境の保全に配慮しながら、豊かな自然環境に親しめる空間として有効に利活用されており、身近に自然に触れあえる公園等もある。

本市の代表的な歴史遺産である史跡・竹田城跡は、天空の城として雲海に浮かぶ遺構が多くメディアに取り上げられたことから観光客が急増した。一時のブームは落ち着いたものの依然として多くの来城者で賑わっている。また、近代化を牽引した生野銀山や神子畑選鉱場等の産業遺産群が、平成 29 年 4 月に日本遺産の認定を受けたことを契機として、これを観光資源として人と経済の循環を図るべく、観光ツーリズムや特産品開発等の観光関連産業の創出が行われている。

【インフラ整備状況】

本市は、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏とを結ぶ交通の要衝の地に位置し、北近畿豊岡自動車道（国道 483 号）と播但連絡道路が和田山 JCT・IC で結節する高速道路網と、東西方向の国道 9 号・国道 429 号、南北方向の国道 312 号・国道 427 号が交通軸となっている。北近畿豊岡自動車道は、令和 2 年 11 月に但馬空港 IC（豊岡市）まで北伸されており、豊岡市やその近隣の地域から本市へのアクセスも便利になっている。

また、鉄道網は西日本旅客鉄道山陰本線と西日本旅客鉄道播但線が和田山駅で結節している。これらの交通網を利用することで、京阪神からは鉄道、高速道路を利用し、おおよそ 1 時間半から 2 時間で、また、姫路からは西日本旅客鉄道播但線や播但連絡道路を利用し、おおよそ 1 時間で直結する距離にある。

【産業構造】

本市の産業は、兵庫県内陸部の自然環境の下、安定した地盤から地震の少ない土地と豊かな用水等の地理的条件、京阪神の近傍に位置する位置的条件、京都・大阪および瀬戸内と日本海とを結ぶ交通網の要衝という交通条件等に支えられている。

また、戦前から地域資源を活用した酒造等食品、家具、鉱業等が生まれ、太平洋戦争中には、大阪のスプリング工場の疎開によってバネ工業の集積が始まり、その後の時代変化とともに集積を高め、他業種の立地も相まって、多様かつ個性ある産業が集積されてきた。

令和 2 年国勢調査では、一次産業に従事する者の割合は 5.58% でありそのうち農業が大半を占めている。近年の農業後継者の不足から構成比及び農業者数は前回調査と比較し下落しているが、地方創生の一環として移住者を受け入れ就農へ結び付ける施策を実施しており新規就農者の確保を図ることで下落幅を押しとどめている。二次産業に従事する者の割合は 29.23% であり金属製品製造業及び食料品製造業がその中心となっている。これらの産業が本市の域際収支を牽引しており付加価値の高いものづくりが行われている。三次産業に従事する者の割合は 65.19% であり、卸売・小売業、医療・福祉業がその中心となっている。

【人口分布の状況等】

本市の人口は、令和2年国勢調査において28,989人、世帯数は11,399世帯と5年前に比較していずれも減少傾向にある。全国的な傾向と同様に本市も少子高齢化により人口が減少している中で、本市では令和4年度にあさご暮らし応援室を設置し、移住・定住者に対し移住前後を通したきめ細やかなサポートを行っている。こうした施策により転入者を増やし人口減少をできるだけ留めることがまちづくりにとって必要であり、その手段として、企業立地は重要な施策となっている。

＜参考＞朝来市の人口（令和2年国勢調査）

人口（人）			世帯数 （世帯）	年齢別人口（人）			産業別就業人口（人）		
総数	男	女		総数	構成比（％）			構成比（％）	
			15歳未満		15～64歳	65歳以上	一次産業	二次産業	三次産業
28,989	13,893	15,096	11,399	3,430	15,128	10,431	800	4,189	9,342
				11.8	52.2	36.0	5.58	29.23	65.19

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

朝来市には地場産業である金属バネ産業とそれから発展した金属加工等の先端産業、酒、飲食料品等従来からの地域資源を活用した産業が集積している。市のリーディング産業である金属製品製造業（付加価値額 2,411 百万円）については、高度な加工技術を活かし、成長性の高い新分野への参入を後押しする。飲食料品製造業（付加価値額 470 百万円）は、地域の良質で豊富な水資源を活用し、さらに付加価値を高める。そのほか、一般機械製造等も順調であり、これら製造業の一層の成長を促進する。

また本市における経済施策の羅針盤である朝来市経済成長戦略（平成26年3月）において、竹田城跡や生野銀山などの日本遺産群等の観光資源を活かした飲食・宿泊業等の観光産業は、外貨の獲得が期待でき、朝来市において成長が期待できる産業である。

外貨の獲得とともに市内自給率を高め、市内経済の好循環を図ることで経済波及効果を増加させ、自立的な経済発展を成し遂げることを目指す。

これらの産業を発展させるには人とモノの流れが必要であり、物流事業は産業交流のパイプとして不可欠である。朝来市は古くから但馬への玄関口として主要道路や鉄道が結節する交通の要衝であったことから、この地の利を生かし日本海と瀬戸内を結ぶハブ拠点とするため物流関連産業の誘致についても積極的に取り組むこととする。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	5,800 万円	2 億 5,900 万円	+347%

（算定根拠）

5,284 万円 × 3 件 × 1.27 ≒ 2 億 100 万円

1 件あたり平均 5,284 万円（令和3年経済センサス活動調査（兵庫県平均））の付加価値を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域で2億100万円の付加価値を創出することを目

指す。

また、KPI として、地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 の新規承認事業件数	3 件	6 件	+100%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,284 万円 (兵庫県の 1 事業所当たり平均付加価値額 (経済センサス活動調査 (令和 3 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①本促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で 1%以上増加すること
- ②本促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域 (重点促進区域) を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域】

朝来市山東町柿坪字馬場 約 1.5ha



【概況及び整備状況】

概ねの面積は約 1.5ha であり、このうち北側約 0.6ha が農地となっており、農用地区域に設定されている。当該区域は都市計画区域外である。

本区域は、東側にある北近畿豊岡自動車道山東 IC までは約 5 分、西側の和田山 JCT・IC までのアクセスは約 10 分であり交通の利便性は良好である。

また、製造業（金属製品製造業、工業用ゴム製品製造業、飼料製造業）4 社が立地する山東工業団地に隣接しており、企業集積による物流の合理性からコスト削減効果もあるほか、道路や上下水道等のインフラも整備されていることから工場立地も容易であり、地域経済牽引事業を促進する区域として適切である。

なお、本区域に環境保全上重要な地域は含まれない。

また、本区域には、農用地区域が含まれているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

なお、設定される区域については、朝来市都市計画マスタープランでは、本市の美しい自然環境や景観を守りつつ、地域活性化に資する新たな開発等を許容するため、森林や農村での無秩序な開発を防止するとともに、周辺環境と調和した土地利用や景観への誘導を図ることとされている。

兵庫県農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）では、「北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより農地と他の土地利用との整序化を進める」と記載され、また、朝来農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として「優良農地の確保を前提に、幅広い分野から優良企業の誘致を推進する」という記載があり、高規格道路の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域において、農地と他の土地利用との整序化を図り、田園環境に配慮した工場施設を設置することは、基本方針及び整備計画と整合的であるといえる。

（２）区域設定の理由

市内の造成済み工業団地は、山東工業団地を含め 3カ所全てが完売しており、宅地化された遊休地などの工場が立地可能な未利用地は無い。

本区域の西側に位置する山東工業団地は、和田山 JCT・IC 及び山東 IC から 5 km 以内に位置し、物流の安全性及び速達性が高いほか、近隣には民家がなく住環境を損なう恐れもないことから良好な環境下において製造業（金属製品製造業、工業用ゴム製品製造業、飼料製造業）4 社（従業者数約 150 名）が立地する市内経済を支える主要な工業団地となっている。

この工業団地の近傍に重点促進区域を設定することは、企業集積による物流コストの低減効果や物流の安全性及び速達性の向上が図られ、農業従事者の安定した就職の場をさらに確保することができ、本市における稼ぐ力の好循環が生まれることが期待できる。以上のことから、本区域を重点促進区域に設定する。

なお、地域未来投資促進法に基づく農用地区域からの除外及び農地転用を前提とするため、関係行政機関との調整や関係計画との整合、及び周辺住民の理解を図る。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

みた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①朝来市内の金属製品製造業、食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②朝来市内の竹田城跡や近代化産業遺産群等を活用した観光分野
- ③山東・和田山地域の交通インフラを活用した物流関連産業分野

(2) 選定の理由

①朝来市内の金属製品製造業、食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

戦後から現在に至っては金属製品製造業が集積し、また本市の豊富な水を活用して食料品製造業が発展してきた。金属製品製造業の付加価値額は 2,411 百万円と本市の全産業に占める付加価値額 27,548 百万円のうち 8.8% (RESAS (平成 28 年)) を占めており、製造業では最大規模である。加えて朝来市産業連関表 (令和元年) によると、本市の域際収支は 74 億円の赤字だが、金属製品製造業は 138 億円の黒字である。朝来市においてこの産業を代表する企業では、家庭で使う充電式電池や電気自動車のバッテリーに内蔵されている超精密金属部品の製造を行っている。

また、生産用機械製造業の付加価値額は 765 百万円と、本市の全産業に占める付加価値額の 2.9% (RESAS (平成 28 年)) であり、朝来市産業連関表 (令和元年) によると 27 億円の黒字である。朝来市においてこの産業を代表する企業では、最新鋭の機械による加工と汎用機械による職人の嵌合技術により高精度・高品質・高寿命な金型を製造している。

さらに、食料品製造業の付加価値額は 470 百万円と本市の全産業に占める付加価値額の 1.7% (RESAS (平成 28 年)) であり、朝来市産業連関表 (令和元年) によると 70 億円の黒字である。本市内には、ポテトチップス市場において業界第 3 位のスナック菓子メーカーや昆布・豆製品における業界第 1 位の企業が立地しており、関西のみならず全国の家庭の食卓を支えている。

これら金属製品製造業や食料品製造業などの製造業は、RESAS の分析においても特化係数が 1 を超えており、本市に強みがある産業と言える。

その他にも、繊維工業やプラスチック製造業、本市の質の高い水を活用した飲料・たばこ・飼料製造業やその他関連産業といった多様な産業が集積しており、本市ではこれら製造業を営む企業が一定規模の設備投資を行う際に固定資産税相当額奨励金として、投資した固定資産相当額の 2 分の 1 を 6 年間にわたり支援する制度や雇用促進奨励金として新規雇用者 1 人当たり最大 40 万円を支援する制度などにより支援を行っており、朝来市経済成長戦略で掲げる朝来市に特性のある産業を育て、成長の可能性の高い産業へ発展させることで自立的な経済発展を遂げることを目指す。

②朝来市内の竹田城跡や近代化産業遺産群等を活用した観光分野

竹田城跡は平成 19 年には 2 万人の観光入込数であったが、平成 26 年には過去最高の 58 万人の観光入込客数を記録した。その後コロナ禍により大きく減少はしたものの、令和 4 年度は向かいに位置し竹田城を一望できる立雲峽も含め約 18 万人の観光客が訪れており、依然として本市観光の中核を担っている。また、生野銀山や神子畑選鉱場等の近代化産業遺産群が平成 29 年に日本遺産認定を受けたことを契機として、これらへの観光入込客数はコロナ禍の時期を除き増加傾向である。交流人口拡大による経済循環活動の促進を通じた観光地経営の実践を図るべく朝来市観光基本計画を策定し、市内周遊型・滞在型観光の推進や合併前旧町ごとに存在していた観光協会を統合して新たに「朝来市観光協会」を設立し、朝来市版 DMO として市内観光を一体的に推進している。

朝来市経済成長戦略でも、朝来市の強みであるこれらの地域資源を人の交流と経済の循環を生み外貨を獲得するためのコンテンツとして発展させることを目的として、外国

人観光客向けの多言語ガイドツールの整備や朝来市独自の電子地域通貨によるキャッシュレス化、魅力ある店舗の創出などの観光地経営プロジェクトを実施しており、これらの取組によって観光分野の成長を目指す。

③山東・和田山地域の交通インフラを活用した物流関連産業分野

本市は兵庫県のほぼ中央に位置し、国道9号線と国道312号線の結節点、西日本旅客鉄道山陰本線と西日本旅客鉄道播但線の結節点、高規格道路の播但連絡道路と北近畿豊岡自動車道の結節地点となり、古くから交通の要衝として発展してきた町であり現在では交通インフラにおいて地理的に優位な条件にある。また、近年のモーターレーゼーションの進展に伴い自動車の交通量が増え令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、交通量は国道483号（北近畿豊岡自動車道）の丹波市との境界地点では7,690台/日（対平成27年度比2.5%増）、高規格道路の結節点となる和田山JCT・ICでは8,995台/日（対平成27年度比21.1%増）の交通量がある。

また、和田山JCT・ICと山東ICの中間に位置する場所に新たな産業団地の造成を計画しており、製造業だけでなく日本海と瀬戸内海を結ぶ物流のハブ拠点としての役割を担うことも目的とした事業検討を進めることで物流関連産業分野の成長を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

朝来市の特性を生かした成長ものづくり分野や物流関連産業分野を支援していくため、事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を図っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあっては、国の支援も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の課税免除を行うことにより市内で設備投資が行われるよう促す。

②デジタル田園都市国家構想交付金関係施策

基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）等を活用し、朝来市内の金属製品、食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や販路開拓の強化及び新規就業等への支援を通じて人材の確保等に向けた支援を行う予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

○オープンデータの推進

日々進化し続けるICT技術を活用し、市が保有するデータを事業者等が利活用することで地域経済の活性化を図るため、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインに留意しつつ、市が保有する行政情報等のオープンデータ化を推進する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

○相談体制の整備

朝来市経済振興課内に経営・雇用等の相談窓口として「あさご元気産業創生センター」と「ジョブサポあさご」を設置し、事業環境整備や雇用環境に関する提案を受けた場合は、本市の政策の方向性を決定する機関である政策決定会議等に諮り、市長の意向を確認したうえで対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①事業承継

本市の事業者が円滑に事業承継ができるように、朝来市商工会や但馬銀行、但馬信用金庫、但陽信用金庫、みなと銀行、兵庫県信用組合と連携しスムーズに事業が承継できるよう伴走型の支援を行う。

②人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

子育て世代の女性や高齢者、外国人労働者等の雇用を促進するにあたり、多様な人材がいきいきと働けるように事業所と求職者のマッチングなど環境づくりに取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置	随時	随時	随時
②デジタル田園都市国家構想交付金の活用	検討	検討・運用予定	検討・運用予定
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
オープンデータの活用	随時	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
①事業承継	随時	随時	随時
②人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

ひょうご・神戸投資サポートセンター等による工業団地への優良企業の誘致活動を行うとともに、あさご元気産業創生センターを窓口として、事業承継や企業マッチング等地域企業の内発的産業の活性化を図るほか、本市において創業を希望する者に対しては、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に係る創業支援事業計画（平成27年5月20日認定）に基づき、市、市内金融機関、商工会及びひょうご産業活性化センター等が連携して支援を行う。

また、雇用の安定確保を図る面から「ジョブサポあさご」と、「ハローワーク」が双方向で求職・求人情報を共有し市内企業と求職者のマッチングを図ることとする。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①ひょうご・神戸投資サポートセンター

進出意向のある企業に対して市内事業用地の情報を提供する。

②あさご元気産業創生センター

市内事業者の経営相談（マッチング、技術開発、事業承継等）、起業相談の窓口としてあさご元気産業創生センターの職員が伴走型の支援を行う。

③ジョブサポあさご

朝来市とハローワークが求職登録を行った対象者の情報を共有し、求人開拓を行うため雇用専門員を配置しジョブサポあさごを運営する。

④市内金融機関（株式会社但馬銀行、但馬信用金庫、但陽信用金庫、株式会社みなと銀行、兵庫県信用組合）

事業者の立地や投資に関する情報交換を市と行い、事業者への事業用地や支援施策情

報等を提供することでスムーズな事業化を支援する。

⑤朝来市商工会

創業支援事業計画に基づく創業塾の窓口を担うほか、市補助制度との連携を図り事業者を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内にATMが設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所におけるATM利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながらATMを操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

本市では、現在、きめ細かな防犯等の取組を進めており、市職員が業務中における移動時に青色回転灯等装備車による市内パトロールを実施し、防犯や交通安全に努めている。また、住民の自主的な取組として各地域で児童の下校を見守る「みまもり隊」、地域の安全・安心を守る「まちづくり防犯グループ」等の活動をはじめ、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤とした防犯活動を推進するとともに、こうした住民の防犯等の取組を支援するよう事業者等にも働きかけ、地域の各主体が一体となって防犯等の徹底を図る。

(3) その他

- ・PDCA体制の整備等

毎年朝来市経済成長戦略推進会議を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と事業の見直しについてHP等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域で飼料製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合には、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地域では、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法

律第 58 号) に基づく農用地区域に指定されている農地がある。

【農地・農用地区域】

朝来市山東町柿坪字馬場 718 番地 1、718 番地 2

【地区内における公共施設整備の状況】

本区域は、市の北東部に位置し、北近畿豊岡自動車道山東 IC までは 5 分、和田山 IC までは 10 分でアクセスでき、交通の利便性は高く、京阪神地域まで約 2 時間で移動が可能である。

また、本地域は山東工業団地に隣接し、電気・上水道・下水道のインフラも整備済みであり、大規模な整備を行う必要はない。なお、接続工事等の公共施設整備は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

【地区内の遊休地の状況等】

朝来市において造成済みの工業団地が 3 カ所あるが全て完売している。

また、宅地化された遊休地などの工場が立地可能な未利用地はない。今後、遊休地が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地を優先的に活用することとする。

【他計画との調和等】

本区域は、朝来市都市計画マスタープランでは、農業・農村定住/緑林ゾーンに位置付けられており、農地や森林の荒廃化を防止することとされており、隣接する山東工業団地は、恵まれた交通立地条件を活かし、新たな企業誘致に対応する団地の整備を進め、優良企業の誘致と既存立地企業への支援の充実に努める工業ゾーンに位置付けられている。

当該計画の土地利用の基本的な方針では、市内各地の特性を踏まえつつ、さまざまな資源や要素が有機的に結びつき、相乗効果が得られるような土地利用を進めることとされている。

基本方針では、「北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより農地と他の土地利用との整序化を進める」と記載され、また、整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として「優良農地の確保を前提に、幅広い分野から優良企業の誘致を推進する」という記載があり、高規格道路の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域において、農地と他の土地利用との整序化を図り、田園環境に配慮した工場施設を設置することは、基本方針及び整備計画と整合的であるといえる。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、朝来市及び兵庫県の担当部局と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には農用地が含まれている。やむを得ず農地に土地利用調整区域を設定する場合は、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないこと、小規模の開発がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにするとともに本市で定められる農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにするなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」に定める産業集積を活用した成長ものづくり分野の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域に関しては全域でほ場整備が実施されており、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後、実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県朝来市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。